長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和6年12月9日

レンタカーのトラブル

事前に 手続きと車の状態確認を ~

内容

先般旅行した折に、現地でレンタカーを借りた。

当日案内された車は使い込んだ古い車で、小さな傷が無数にあったが、価格も安かったので、傷は気にせずに借りることにした。

利用後、車を返却しに行くと、覚えのない車両の傷を指摘され、補償金を求められた。 「車は、どこにも接触していない」と言っても聞き入れてもらえず、修理代と休業 補償費として4万5千円を請求された。納得がいかない。 (50代 男性)

消費生活センターからのアドバイス

レンタカーやレンタカー型カーシェアリング(以下レンタカー等)は便利なサービスですが、事例のようなトラブルも多く注意が必要です。

トラブルに遭わないため次の点に注意しましょう。

契約前に保険や補償制度の適用条件を十分に確認し、不明な点は事業者へ確認する。

- ・レンタカー等では、事業者によって保険や補償制度の内容や適用条件が異なり、 事故を起こした場合でも保険などが適用されない場合や、一定の自己負担が発生 する場合があります。
- ・ホームページや店舗などで貸渡約款、利用ガイドをしっかりと確認し、納得した 上で、事業者やプランを選びましょう。

利用前と返却時には、必ず車の状態を確認して記録する。

・「覚えのない傷の修理代を請求された」というトラブルを防ぐためにも、車両や内装の傷に気が付いた場合、細かい傷であったとしても必ず事業者に報告し、併せて 写真を撮っておきましょう。

事故を起こした場合には、すぐにレンタカー事業者に連絡し、所定の手続きをとる。

・所定の手続きを行わなかった場合、保険や補償制度が適用されず、修理代が自己 負担になる可能性があります。

カーシェアは利用前後に必ず確認する。

・利用前に事業者のホームページで操作方法を確認するほか、返却時は忘れ物や ライトの消し忘れはないかなど確認し、返却手続きを確実に行いましょう。

おかしいなと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095-824-0999 [相談受付] 平日(月~金) 9:00~12:00、13:00~17:00

